

[事案 2022-74] 新契約取消請求

・令和4年9月30日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の不適切な募集行為があったこと等を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成31年2月に契約した米ドル建養老保険について、以下の理由により、契約を取り消して、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人から、契約の6年後という短期間で払済保険に変更する前提で勧誘されたが、これは、情報提供義務および意向把握義務に違反する不適切な募集行為である。
- (2) 募集人から、払込保険料総額および解約返戻金額については設計書で説明を受けたが、契約の6年後に払済保険に変更した場合の不利益の有無等や内容について説明がなかった。
- (3) 自分は当時、統合失調症を主たる理由とする精神障害等級2級の状態であり、高額な保険料で契約した経験もなく、適合性の原則に違反する。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人のニーズを的確に把握し、意向に沿ったプランを提案している。
- (2) 募集人は、設計書を用いて正しく説明している。
- (3) 申立人の意思能力に問題はなかったうえ、勧誘時の説明には、申立人の兄が同席していた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および申立人兄、ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の不適切な募集行為は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。